

台風情報の高度化に関する検討会 開催趣旨

気象庁では、台風による災害の防止・軽減に資するため、静止気象衛星の整備・強化や、スーパーコンピュータを活用した数値予報技術の改善等により、台風の進路・強度予報の時間延長や予報誤差の縮小、暴風域に入る確率の提供開始など、台風情報の精度の向上及び内容の拡充に努めてきた。この台風情報は、誰にでも警戒すべき事項が誤解なく伝わるよう、40年以上にわたって台風の進路や暴風の見通しを予報円と暴風警戒域という形で図表示している。

一方で、これまでの台風災害を受けて、近年は公共交通機関の計画運休、自治体や防災関係機関によるタイムライン（防災行動計画）の策定や住民の広域避難の検討、各種事業者における安全性・経済性をより考慮した事業計画策定などが進みつつあり、早めの備えを促す情報の重要性が一層高まっている。また、台風は個々に風の吹き方やそれに伴う波浪や高潮の分布が異なっていることから、様々な事前対策や防災対応が効果的に行われるためには、台風の特徴を伝えるきめ細かな情報が欠かせない。

こうした台風情報を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和6年3月に開催された交通政策審議会気象分科会では、次世代気象業務の柱の一つとして「社会の防災・経済活動に貢献する台風情報の高度化」について、さらに検討を深めることとされた。

そのため、近年取り組んでいる観測強化や技術開発を踏まえ、社会のニーズに応じた様々な時間スケールの台風情報やきめ細かな台風情報のあり方について議論を行うため、学識者、報道関係者等による「台風情報の高度化に関する検討会」を開催するものである。

台風情報の高度化に関する検討会

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「台風情報の高度化に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、利用者ニーズに応じた様々な時間スケールの台風情報やきめ細かな台風情報のあり方について必要な検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、気象庁大気海洋部長が任命する。

(検討会)

第4条 検討会には座長及び副座長を置き、検討会に属する委員のうちから、気象庁大気海洋部長が指名する。

- 2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 副座長は、座長を補佐するとともに、座長不在時は代理で検討会の議事を整理する。
- 5 検討会は、原則として公開で開催する。
- 6 検討会の配付資料は、気象庁ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 7 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、各委員に確認後、座長了承の上、気象庁ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、気象庁大気海洋部に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

第7条 この規約は、令和6年9月4日から施行する。

台風情報の高度化に関する検討会

委員名簿

(有識者)

- 伊藤 耕介 京都大学 防災研究所 暴風雨・極端気象研究領域 准教授
今村 涼子 オフィス NickNack 所属 テレビ朝日気象キャスター
大月 隆司 日本放送協会 報道局 災害・気象センター長
喜々津 仁密 国土交通省 国土技術政策総合研究所 建築研究部 建築品質研究官
○高薮 縁 東京大学 名誉教授
竹之内 健介 香川大学 創造工学部 准教授
堤 浩一朗 LINE ヤフー株式会社メディアカンパニーヤフーメディア統括本部
Yahoo!天気・災害 企画
◎筆保 弘徳 横浜国立大学 総合学術高等研究院 台風科学技術研究センター長 教授

◎は座長、○は副座長、敬称略、有識者は五十音順

(関係省庁)

- 内閣府 政策統括官（防災担当）付
総務省 消防庁 国民保護・防災部 防災課
国土交通省 大臣官房 参事官（運輸安全防災）
国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

(事務局)

- 気象庁大気海洋部